平成２１年（フ）第４３６１号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地17―503
債務者　杉村　和枝
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０１号
札幌市清田区清田２条１丁目14番25号　ビッグバーンズマンション清田302号
債務者　大西いずみ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
札幌市白石区川下３条６丁目３番27号　ＦＭコーポ２号
債務者　飯沢ルミ子（旧姓丹場）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２号
札幌市中央区北１条西24丁目２番８―406号
債務者　菅原　華乃
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６号
札幌市北区北33条西９丁目４番５号　マイネリーベ201号
債務者　菊地富美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９号
札幌市西区宮の沢４条５丁目４番18号
債務者　潮田　一洋
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
札幌市厚別区厚別東５条３丁目24番地10　サーム新さっぽろＢ棟９階918号
債務者　篠原　雅彦
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２号
札幌市南区簾舞458番地48
債務者　丹羽　一嘉
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８号
札幌市白石区北郷９条９丁目３番13号　スバルマンション102号
債務者　浦添　　敦
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
札幌市白石区東札幌２条５丁目12番23号　２．５マンション１号
債務者　笹木　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
札幌市北区北33条西３丁目１番１号　テラセル305号
債務者　片野眞貴子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番４―405号
債務者　福嶋　眞理
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７号
札幌市東区北25条東18丁目７番14号　ノースハイム25―102
債務者　宇部　美穂（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
札幌市豊平区平岸６条14丁目４番17―403号
債務者　笹本　美香（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０号
札幌市東区北36条東１丁目６番22号　ツインハイツＢ棟102号
債務者　住谷　　明
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１号
札幌市東区北36条東１丁目６番22号　ツインハイツＢ棟102号
債務者　住谷　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０号
札幌市北区北31条西11丁目１番２―105号
債務者　沼田　裕美（旧姓樋渡）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部